

# 佐賀駅前広場詳細設計等業務委託仕様書

## 1. 業務名称

佐賀駅前広場詳細設計等業務委託

## 2. 業務の背景と目的

本市では、「中心市街地活性化基本計画」に基づき、街なか4核構想エリアを中心とした街なか再生や、シンボルロードである中央大通りの再生など、中心市街地の賑わい創出に向けた取り組みを進めてきた。佐賀駅周辺地区は、この中心市街地の北部エリアに位置しており、駅利用者など当該地区の人の流れを既成市街地方面へと誘導する役割が期待されている。

また、令和5年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催を控えて、佐賀県では、佐賀駅周辺地区の北側に位置する佐賀県総合運動場周辺を県民スポーツの活動拠点として、「SAGAサンライズパーク」を整備する計画が進められており、8,000人規模のアリーナ新設などによる大規模な集客が見込まれている。

本市では、佐賀県によるこうした整備や、令和4年の九州新幹線西九州ルートの開業を契機とした交流人口の拡大を見据えて、県都の玄関口である佐賀駅周辺地区の魅力向上を図るとともに、街の南北軸（SAGAサンライズパーク周辺～佐賀駅周辺地区～既成市街地）を強化し、中心市街地全体の賑わい創出につなげることを目指して、平成28年度に佐賀駅周辺地区の整備の方向性を提示する「佐賀駅周辺整備構想」（以下、「整備構想」という。）を策定、さらに平成30年度には「佐賀駅周辺整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定したところである。

上記を踏まえ、本業務は、整備構想・基本計画に基づき、佐賀駅前広場等を街のランドマークであるとともに、交通結節機能、交流機能を兼ね備えた拠点として再整備するための詳細設計等を行うことを目的とする。

## 3. 業務対象区域の範囲

本業務の対象区域は、基本計画において整備計画を示した以下の範囲とする。

### 駅前広場

名称	面積	摘要
佐賀駅南口駅前広場	約 5,200 m <sup>2</sup>	
佐賀駅北口駅前広場	約 2,800 m <sup>2</sup>	

### 市道三溝線

名称	幅員	延長	摘要
市道三溝線	20m	約 900m	車線数 4→2 に変更し、歩道幅を拡幅予定

業務の内容については、「7. 業務の内容」で示す。

## 4. 業務委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

## 5. 委託料上限額

56,000千円

消費税及び地方消費税額を含むが、本プロポーザルによる契約締結後に消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税額に変動が生じた場合は、契約金額に相当額を加減して支払う。

## 6. 配置技術者の要件

配置する技術者の要件は以下のとおりとする。

### (1) 管理技術者

業務の管理及び総括を行うものとし、次に掲げる要件を満たすこと。

①以下の資格のうちいずれかを有すること。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）

イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

ウ R C C M（都市計画及び地方計画部門）

②同種業務又は類似業務①の実績を有すること。

### (2) 照査技術者

成果物の内容について技術上の照査を行う者とし、以下の資格のうちいずれかを有する者であること。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）

イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

ウ R C C M（都市計画及び地方計画部門）

### (3) 担当技術者

交通計画、ランドスケープデザイン、道路計画の各業務をそれぞれ担当するものとし、以下の要件を満たすこと。

①交通計画及びランドスケープデザイン担当者は、同種業務又は類似業務①の実績を、道路計画担当者は、同種業務又は類似業務②の実績を有すること。業務実績の要件を満たせば、同一の技術者が異なる複数の業務を担当することが出来る。

②管理技術者が担当技術者を兼任する場合は、管理技術者兼任者を含め、担当技術者を3名以上配置しなければならない。

※担当技術者には資格要件を設けないが、技術士、R C C M、一級建築士、ランドスケープアーキテクトの資格を有する場合は、担当する業務内容に応じて審査の評価対象とする。

※同種業務：駅前広場の整備に係る詳細設計業務

類似業務①：駅前広場の整備に係る基本計画、基本設計等の業務

類似業務②：歩行者・自転車の利用に配慮した道路整備に係る基本設計、詳細設計の業務

## 7. 業務内容

業務内容は以下に示すとおりとする。

### (1) 基本事項の確認

佐賀駅周辺地区に関連する既存調査・計画および各種統計資料等を整理し、佐賀駅周辺地区の基本事項を確認する。

なお、本業務に関連する既存調査・計画は以下の通りである。

#### ①佐賀駅周辺整備に関する基礎調査・分析業務報告書（H27.3）

※入手先 <https://www.city.saga.lg.jp/main/27735.html>

#### ②佐賀駅周辺整備構想（H29.3）

※入手先 <https://www.city.saga.lg.jp/main/38991.html>

#### ③佐賀駅周辺整備基本計画（H31.3）

※入手先 <https://www.city.saga.lg.jp/main/52649.html>

### (2) 測量・平面図作成

佐賀駅南口及び北口の駅前広場の整備を実施するにあたり、本業務に必要な範囲の縦横断測量及び平面図等の作成を行う。

### (3) 問題点の抽出及び対応策の検討

基本事項の確認及び測量結果を基に、佐賀駅前広場等の整備における問題点を抽出し、問題解決に向けた整備方針の検討及び提案を行う。

### (4) 会議等の提案及び開催支援

#### ①（仮称）佐賀駅周辺整備推進会議（以下、「推進会議」という。）

- 1) 会議の目的 詳細設計にあたって、各構成員の意見を聴取する。
- 2) 会議の構成 学識経験者、地元関係者、交通事業者、関係行政機関の職員等による15人程度
- 3) 業務の内容 会議資料作成、会議の運営補助、議事録の作成、会議での意見を踏まえた詳細設計の検討
- 4) 開催回数 5回程度（ただし、進捗に応じて増減することがある。）
- 5) 開催経費 会場費、委員謝金等の開催に要する経費は委託料に含むものとする。  
※謝金は約5,600円/人回、支給対象者は関係行政機関の職員等を除く12人程度を想定

#### ②（仮称）市道三溝線再整備検討会（以下、「検討会」という。）

- 1) 会議の目的 歩道空間の景観デザイン及び活用方法について地元関係者と協議し、整備内容についての意見を聴取する。
- 2) 会議の構成 地元関係者、近隣事業者、関係行政機関の職員等による15人程度
- 3) 業務の内容 会議資料作成、会議の運営補助、議事録の作成、会議結果の地元周知用広報物データ及び印刷物400部の作成（※）、会議での意見を踏まえた整備内容の検討  
（※参考例URL <https://www.city.saga.lg.jp/main/47567.html>）
- 4) 開催回数 5回程度（ただし、進捗に応じて増減することがある。）
- 5) 開催経費 会場費等の開催に要する経費は委託料に含むものとする。

③市民、駅利用者等によるワークショップ等（以下、「WS等」という。）

基本計画の周知と併せて、駅前広場（交流広場）の利活用についての意見を徴取するために実施する。参加者の構成、実施回数や人数規模の設定などの実施内容については、第6号様式にて提出する特定テーマ④において具体的に示すこと。

なお、WS等の実施にあたっては、関係資料の作成、運営（※）、広報用チラシデータの作成を行う。（※実施時に運営に精通している人員を複数名配置し、受付、誘導、班別の進行等を担う。）なお、会場費等の開催に要する経費は委託料に含むものとする。

（6）詳細設計書の作成

基本計画、検討した整備の方向性、市民・利用者及び会議等の意見を踏まえ、詳細設計書を作成する。

詳細設計する範囲は、本仕様書「3. 業務対象区域の範囲」に示すとおりであるが、駅前広場における人、車の動線の検討にあたっては、佐賀駅構内や佐賀駅バスセンター、周辺道路を含めて検討する。

①駅前広場の詳細設計

佐賀駅南口及び北口駅前広場の詳細設計にあたっては、以下の点に留意して取りまとめる。なお、平面図の縮尺は、1/500を基準とし、必要に応じて縮尺を変更する。

- 交通機能（一般車、自転車、タクシー、路線バス、送迎バス等）について、現在の利用状況を踏まえたシミュレーションを行い、より利便性が向上する詳細な配置案を検討
- 工事プロセスを把握し、効率的な工事ステップを検討
- 市民・来街者が憩い、集う交流機能の確保
- 佐賀らしさを発現するためのデザイン及び機能
- 北方面（SAGAサンライズパーク周辺）及び南方面（既成市街地）への効果的な動線づくり
- 誰もが使いやすいユニバーサルデザイン
- 持続可能な管理・運営手法の提案

②市道三溝線の歩道空間における景観デザイン検討（測量・道路詳細設計は市が実施する。）

景観デザイン検討にあたっては、別途市が行う道路詳細設計と連携を図るとともに、以下の点に留意し取りまとめる。

なお、平面図の縮尺は、1/500を基準とし、必要に応じて縮尺を変更する。

- 「SAGAサンライズパーク」までの区間を快適に歩く仕掛けづくり
- 参考事例を調査・把握し、推進会議や検討会にその手法を提案すること。
- 快適に歩ける空間整備には、佐賀駅北口駅前広場や国道264号及び263号との接続が重要であるため、その区間も含めて検討範囲とすること。
- 地域住民が日常的に集い、交流できる空間の検討
- 佐賀らしさを発現するためのデザイン及び機能
- 誰もが使いやすいユニバーサルデザイン
- 持続可能な管理・運営手法の提案

### ③詳細設計に附帯する業務

- 1) 駅前広場に接続する道路との交差点詳細設計及び協議資料の作成
  - ・市道三溝線及び市道新家線との取り付け部交差点詳細設計  
交通シミュレーション、警察等との交差点協議資料作成
  - ・市道駅前中央7号線及び県道佐賀停車場線との取り付け部交差点等詳細設計  
交通シミュレーション、警察等との交差点協議資料作成
- 2) 関係機関等（J R九州、佐賀駅構内タクシー協会等）の協議に必要な資料作成
- 3) その他、詳細設計に必要な業務

### (7) イメージパースの作成

佐賀駅南口及び北口の駅前広場、市道三溝線の整備内容に関する説明資料として、イメージパース（A3判3カット）を作成する。

なお、佐賀駅南口駅前広場のイメージパースについては、主要地方道佐賀停車場線を含む形で作成すること。

### (8) 概算工事費の算定

詳細設計に基づき、概算工事費を算定する。

なお、概算工事費の算定にあたっては、駅前広場の自動車整理場の代替場所として、市が旧西友駐車を賃借することとしており、これを前提に工事ステップ図を作成し検討すること。

### (9) 詳細設計に必要な各種協議資料及び都市計画変更手続き関連資料の作成

詳細設計に必要な各種協議資料及び都市計画変更手続きに必要な資料（図面等）を作成する。

### (10) 報告書の作成

詳細設計の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

## 8. 事務手続き・成果品

### (1) 打合せ協議

業務に係る打ち合わせは次の時期に行う。また、打ち合わせ後は速やかに議事録を作成し、監督職員に提出する。

- ①業務着手時、中間報告時、成果納品時
- ②推進会議、検討会、WSの開催時
- ③その他佐賀市が必要と認めた場合

### (2) 成果品

- ①駅前広場詳細設計書（図面を含む） 一式
- ②駅前広場工事ステップ図 一式
- ③市道三溝線景観デザイン図書 一式
- ④検討内容を取りまとめた報告書（紙媒体）2部
- ⑤イメージパース 3カット×3部
- ⑥上記データを収めたCD-R又はDVD-R 2枚

※データ形式は、イメージパース：J P E G形式、C A Dデータ：s f c形式とする。

※CD-R又はDVD-Rに格納する電子データのうち、イメージパースの解像度は、A1版等で印刷した場合にも明瞭な画質が得られるよう留意する。

## 9. 成果品の帰属に対する責任の範囲

成果品の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は委託者に帰属し、委託者の承諾なしに使用し又は公表してはならない。

また、受託者は著作者人格権を行使しない。

## 10. 秘密の保持

受託者は、業務の遂行により知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

## 11. 準拠する規定及び基準等

本業務は、契約書及び本仕様書によるほか「設計・調査・測量業務共通仕様書（平成31年4月佐賀県県土整備部）」により実施する。

また、本業務は、以下に掲げる技術基準等を適用するが、それぞれ最新のものを使用するよう留意すること。

- ①駅前広場計画指針
- ②道路の移動等円滑化整備ガイドライン
- ③道路構造令の運用と解説
- ④自転車道等の設計基準解説
- ⑤自転車利用環境整備ガイドブック
- ⑥佐賀市自転車利用環境整備計画
- ⑦佐賀市バリアフリー整備マニュアル
- ⑧佐賀しみどりあふれるまちづくり条例
- ⑨その他関係法令、条例、適用基準等

## 12. その他

- ①成果品のレイアウト、体裁等については市と協議すること。
- ②市から提供された資料は、その管理に万全を期すとともに、本業務の遂行以外の目的で使用してはならない。
- ③業務の遂行については、市と十分な協議を行うこと。
- ④市が必要とするデータについては、随時提出を求めることができる。
- ⑤本仕様書に定めのない事項及び明記のない事項について、疑義が生じた場合は、双方協議し明確にするものとする。